

教育委員会定例会議事日程

令和7年5月9日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告
「鶴見中学校」「南高等学校」「泉図書館」の文部科学大臣表彰受賞について
横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）について
- 3 審議案件
教委第1号議案 令和7年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について
教委第2号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について
教委第3号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について
教委第4号議案 第31期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について
- 4 その他

令和7年5月9日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○4/21 こども青少年・教育委員会

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○4/14 教育委員会事務局職員辞令交付式

○4/18 のげやま子ども図書館「おやこフロア」内覧会

○4/22 野毛山動物園・のげやま子ども図書館完成セレモニー

(2) 報告事項

○「鶴見中学校」「南高等学校」「泉図書館」の文部科学大臣表彰受賞について

○横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）について

3 その他

子供の読書活動優秀実践校・図書館として 「鶴見中学校」「南高等学校」「泉図書館」 が文部科学大臣表彰を受賞しました！

文部科学省では、平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行う学校・図書館・団体(個人)に対し、大臣表彰を行っています。

「令和7年度子供の読書活動優秀実践校・図書館」として、横浜市では「鶴見中学校（鶴見区）」「南高等学校（港南区）」「泉図書館（泉区）」が受賞しました。つきましては、表彰式が行われますのでお知らせします。

■ 表彰式

日 時：令和7年4月23日（水）13時00分から17時00分まで（予定）

会 場：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区代々木神園町3の1）

（令和7年度「子ども読書の日」記念 子どもの読書活動推進フォーラム内で開催）

■ 表彰校・図書館の主な取組

鶴見中学校（鶴見区）

図書委員会が「図書館利用紹介動画」や「自作の絵本劇、絵本のペーパーサーント動画」を作成しました。また、生徒が国語科等の授業で作成した成果物（「本の紹介」や「古典紹介チャンネル」など）を、ロイロノート（※）資料箱に格納し、授業等で利活用できるようにしています。学校図書館の蔵書を学校のホームページに掲載し、子どもたちがより図書にアクセスしやすい環境づくりに努めています。さらに、小・中連携の読書推進活動として、はまっこ読書の日に合わせ「読書郵便コンクール」を開催し、入賞作品を小学校へ展示するなど、新入生等の学校図書館利用へつなげています。
※ロイロノート…子どもたちからの発信を助け、共有、蓄積して、学び合うための教育ICTツール

南高等学校（港南区）

一般社団法人「ホンミライ」と連携し、「読むことのその先」を目指して「本を読むこと」に留まらず、「書くこと」にも興味や関心が持てるよう、作家の岩井圭也氏や今村翔吾氏による「読むことや書くことの楽しさを学ぶワークショップ」を複数回開催しました。第一線で活躍する作家の方々から直接生徒たちに向けて「書くこと」の指導をしていただきました。図書委員会が毎年開催している「古本市」では「つのる・つながる・ささえあう」をスローガンに掲げ、SDGsの観点で本のリユースとリサイクルを学び、各家庭の不要本を次の読み手に繋げる活動を実施しています。また、売上を寄付することで社会貢献にも繋がる仕組みを構築しています。

泉図書館（泉区）

市内18館の中でもいち早く学校連携事業を始動した図書館であり、教職員向けの貸出やレファレンス受付、職業体験・図書館見学等の受入や学校司書向けの研修等を積極的に行ってきました。また、ティーンズ世代に向けた支援として区内の中学生を読み手とした「いずみ野中学校夏休み出張おはなし会」の開催やおすすめ本のPOPの展示等を実施し、図書館利用の促進を図るとともに中学生が図書館運営に参画することで読書活動の担い手を体験する機会としています。更に、読み聞かせを始めたばかりの方を対象に図書館司書が絵本の選び方等を解説する「まずはここから！絵本の読み聞かせのコツのコツ」の実施等、読み聞かせやわらべうたの担い手育成に積極的に取り組んでいます。



GREEN EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

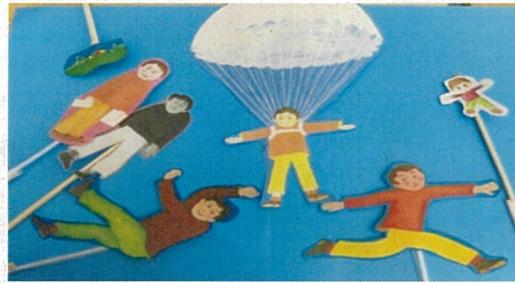


活動の様子

【鶴見中学校】



はまっこ読書の日読書郵便コンクール



絵本ペーパーサート動画

【南高等学校】



ホンミライとの連携



古本市～つなぐ・つながる・ささえあう～

【泉図書館】



講座「まずはここから！絵本の読み聞かせのコツのコツ」



泉区の中学生による、おすすめ本のPOP展示

お問合せ先

(活動の詳細について)

鶴見中学校 校長 清田 英美 Tel 045-501-2397
南高等学校 校長 二上 直子 Tel 045-822-1910
泉図書館 館長 古橋 正人 Tel 045-801-2252

(子どもの読書活動推進フォーラムについて)

国立青少年教育振興機構 教育事業部 事業企画課 Tel 03-6407-7621

(読書活動全般について)

教育委員会事務局生涯学習文化財課長

渡辺 貴士 Tel 045-671-3236

(学校の読書活動について)

教育委員会事務局学校経営支援課長

熊切 隆 Tel 045-671-3233

(市立図書館全般について)

教育委員会事務局中央図書館企画運営課長

柳生 留美 Tel 045-262-7342



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



令和7年度 「子ども読書の日」記念

2025

4.23 WED

13:00～17:00

受付開始 12:00

定員：600名

入場
無料

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、毎年4月23日を「子ども読書の日」とすることを定めています。

本フォーラムは、この法律にもとづき、「子ども読書の日」を記念し、国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に開催いたします。

会 場

国立オリンピック記念青少年総合センター
カルチャーハウス
(東京都渋谷区代々木神園町3-1)

参 加 方 法

専用フォームから事前申込

お申し込みはこちら▶



プログラム

- 式典 文部科学大臣表彰(代表者授与)
- 特別講演 講師 野口 武悟 氏 (専修大学文学部教授)
- ポスターセッション 学校や図書館等による、読書推進活動の取組事例を発表
- 表彰式 優秀実践校・園・図書館・団体(個人)への文部科学大臣表彰授与

▼ YouTubeライブ配信
※一部プログラムを除く



開催後は、アーカイブ配信(一部を除く)を予定しております。

主催



文部科学省



National Institution For Youth Education
国立青少年教育振興機構

子どもの読書活動推進フォーラム

プログラム

1. 式典

13:00~13:30

文部科学大臣表彰(代表者授与)

2. 特別講演

13:40~14:30

読書から「誰一人取り残さない」ために
～読書バリアフリーの理論と実践～

3. ポスターセッション

14:30~14:50

出展者によるPRタイム

14:55~15:55

学校や図書館等による、
読書推進活動の取組事例を発表
出展団体数16(予定)

4. 表彰式

16:05~17:00

優秀実践校・園・図書館・団体(個人)への
文部科学大臣表彰授与

※式の進行により、予定より終了時間が
変更となる可能性がございます。

参加方法

専用フォームから事前申込

<https://forms.office.com/r/ugjMSxzTsB>

申込〆切 4/21(月)



事前申し込みなく当日お越しの方も
座席に余裕がある場合にはご参加可能です。

読書フォーラム 青少年機構

▲お申し込みはこちらまたは公式ページから

お問い合わせ

国立青少年教育振興機構

教育事業部 事業企画課

honbu-jigyoukakari@niye.go.jp

<https://www.niye.go.jp/services/dokusho.html>

専修大学文学部教授・放送大学客員教授
公益社団法人全国学校図書館協議会理事長



のぐち たけのり
野口 武悟 氏

1978年生まれ。栃木県出身。筑波大学大学院博士課程修了。
図書館情報学を専門とし、主に子どもの読書活動、読書バリアフリーなどの研究を進める。埼玉福祉会出版部やボブラン社のLLブックシリーズの監修も担当。現在、文部科学省図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議委員、千代田区子ども読書活動推進会議会長、新宿区子ども読書活動推進会議座長、横浜市社会教育委員なども務める。主な著書に『学校の「読書バリアフリー」はじめの一歩: 学校図書館10の事例』(学事出版、2024年)、『読書バリアフリーの世界: 大活字本と電子書籍の普及と活用』(三和書籍、2023年)、『変化する社会とともに歩む学校図書館』(勉誠出版、2021年)など。



アクセス

国立オリンピック記念青少年総合センター

東京都渋谷区代々木神園町3-1

電車でお越しの方

小田急線「参宮橋」駅下車 徒歩約7分

東京メトロ千代田線「代々木公園」駅下車(4番出口) 徒歩約10分

バスでお越しの方

京王バス「代々木五丁目」バス停下車 徒歩1分

お車でお越しの方

・三宅坂方面から

首都高速4号線 代々木ICより約100m

・渋谷方面から

右手に見えるオリンピックセンターを一度過ぎ、

高速道路に入らず約300m進んだ先でUターンできます 4

横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）について

教育委員会一般報告資料
令和7年5月9日
不登校支援・いじめ対策課

横浜市いじめ防止基本方針（改定素案）について、子どもの意見、市民意見の募集を実施し、多くの貴重なご意見をいただきました。

いただいたご意見を踏まえ、横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）を作成しましたので、ご報告します。

1 意見募集の実施概要について

(1) 実施期間

令和7年2月25日(火)から令和7年3月24日(月)まで

(2) 意見提出方法

横浜市電子申請・届出システム、電子メール、FAX、郵送

(3) 周知方法

ア 子ども向け

やさしい版、もっとやさしい版：市立学校（全505校）を通じて配布

イ 市民向け

概要版：区役所、市民情報センターにて配布

ウ 広報手段

記者発表、教育委員会ホームページ及びすぐーる（家庭と学校の連絡システム）

2 意見募集の実施結果について

(1) 意見提出状況

4,155通、4,223件のご意見が寄せられました。

意見の提出方法・内訳

投稿手段	件数	子ども意見		一般意見	
		やさしい版・ もっとやさしい版 (小・中・高校生等)	概要版・ 多言語版	やさしい版・ もっとやさしい版 (一般)	
電子申請	4,179件	3,456件	647件	76件	
メール	44件	0件	44件	0件	
FAX・郵送	0件	0件	0件	0件	
計	4,223件	3,456件		767件	

意見の提出者・内訳

区分	件数	割合
小学生	2,654件	62.8%
中学生	869件	20.6%
高校生	13件	0.3%
一般	419件	9.9%
未回答	268件	6.3%
計	4,223件	100%

※回答に当たって、選択した区分・居住地により振り分け

居住地	件数	割合
横浜市内	4,085件	96.7%
横浜市外	18件	0.4%
未回答	120件	2.8%
計	4,223件	100%

(2) 子ども意見の集約結果

ア 項目別の主なご意見

○子ども自身が、いじめの防止や、いじめが起きたときにできること

(1,804件 52%)

- ・いじめている人がいたらその人に注意する。
- ・相談しやすい環境にする。大人に言う。
- ・相談に乗ってあげて、困ったときは助けてあげる。
- ・その子の話を聞く。他の人に相談をして、悪いことをしている人に今あなたは、どんなことをしているかをいう。できるだけ一緒にいて、いじめられないようにする。
- ・1人で悩まないでみんなで相談する。
- ・自分たちで解決する。
- ・皆が見て見ぬふりをせず皆で向き合っていく。
- ・いじめが起きたことを周りに公にせず、先生や他の頼れる大人だけで話し合ったり、自分の頼れる友達に相談する。 等

○いじめの防止や、いじめが起きたときに、大人にしてほしいこと、してほしくないこと

(1,190件 34%)

- ・大人の人に注意してほしい。止めてほしい。
- ・誰にも知られずに話を聞いてほしい。放課後など、誰もいないところで相談したい。
- ・紙ではなく、一人ひとり緊張しない環境で、困っていることがないか聞く。
- ・気軽に相談できるようにしてほしい。
- ・何でも相談に乗ってほしい。最後まで話を聞いてほしい。
- ・子どものことをよく観察して、変化があれば、何があったか聞いてほしい。
- ・少しでも様子がおかしかったら、声をかけてほしい。
- ・自分から話すタイミングを待ってほしい。
- ・親には連絡しないでほしい（仲が悪くなるのが嫌）。
- ・おおごとにしないでほしい。 等

○その他(方針の主な内容、子どもの役割等についての意見)

(462件 13%)

- ・社会全体で真剣に取り組んだり、子ども自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会を作ろうとすることが大切。
- ・いじめは絶対あってはならないから子どもの私達や、大人の人たちが協力しあい、いじめをなくしていくたい。
- ・「基本となる考え方」にあることは自分も知らないし大人も知っている人が少ないと思う。
- ・大人がしてはいけないと言い続けるのではなく、子ども自身がなんでしてはいけないのか、させてはいけないのか、見逃してはいけないのかを考えて深める時間も必要。 等

イ ご意見への対応状況

子どもたちから寄せられた全てのご意見を横浜市ホームページで公表するとともに、各学校にフィードバックを行い、本方針を踏まえた学校いじめ防止基本方針の改定など、今後のいじめの防止等の取組につなげていきます。

(3) 一般意見の集約結果

ア 項目別意見数

項目	件数	割合
未然防止について	191 件	25%
早期発見について	40 件	5 %
いじめ事案への対処について	348 件	45%
いじめ重大事態調査について	16 件	2 %
その他・全般について	172 件	22%
計	767 件	100%

*複数項目に該当するものは、主な内容により振り分けています。

イ 主なご意見

分類	主な内容	件数	割合
① いじめを行った児童生徒への対処	・警察等との連携を強化し、犯罪に当たるいじめに対応することや、いじめを行った児童生徒が抱える課題に対して関係機関と連携し、カウンセリング等の措置や原因への対処を求めるもの ・いじめを行った児童生徒に対する別室登校・出席停止・転校などの措置を求めるもの 等	200 件	26%
② 市や教育委員会の対応(仕組の提案含む)	・教員の負担軽減やいじめに対応する専門職員・ボランティアの配置を求めるもの ・スクールカウンセラーにより相談しやすい仕組・体制を求めるもの ・いじめを認知し解決した教員を評価する仕組を求めるもの ・いじめに学校・教育委員会以外の第三者(警察、弁護士等)などが関与する仕組づくりを求めるもの 等	146 件	19%
③ 学校・教員の対応の改善・強化	・いじめの相談等に対する教職員の対応改善を求めるもの ・いじめに至らない段階や、初期の段階での情報共有や組織対応を求めるもの ・複数の教員による見守りを求めるもの ・いじめ、差別、ハラスメントに対する理解促進・資質の向上を求めるもの 等	146 件	19%
④ 授業等による子どもの理解促進	・児童生徒が、いじめを行った場合に負う責任や、いじめを受けた側の気持ちを具体的に認識できるよう、踏み込んだ授業や、児童生徒同士の意見交換等を求めるもの ・いじめの傍観者にならないよう、具体的な指導を求めるもの ・道徳教育の充実や、コミュニケーションスキルの向上の充実を求めるもの 等	95 件	12%
⑤ 家庭、社会への啓発強化、家庭教育の充実	・いじめの結果・責任について、保護者や大人への啓発を求めるもの ・家庭での話し合いや、見守りの強化を求めるもの ・たくさんの大人たちに優しく、温かく見守られているという環境づくりを求めるもの ・保護者が多様性を知り、安心して子育てできるよう、啓発等を求めるもの 等	65 件	8 %

ウ ご意見への対応状況 *寄せられたご意見は横浜市ホームページで公表します。

対応状況	説明	意見数	割合
反映	ご意見の趣旨を踏まえ、原案を修正したもの	112 件	15%
参考	ご意見を今後の取組の参考とさせていただくもの	543 件	71%
その他	本方針に関連しないご意見・要望、個別の事案への要望等	112 件	15%
計		767 件	100%

3 改定原案について

いただいたご意見等を踏まえ、改定素案を一部修正し、改定原案として作成しました。

【参考】主な変更点

① 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方【原案2頁】

素案	原案	いただいたご意見
(2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくる。	(2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、「見逃さない」安心できる社会をつくる。	いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会を作るというのがいいと思いました。(子ども) 等
(3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。	(3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。	

② 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策について【原案14頁から】

学校におけるいじめ防止等に関する主な留意点について、追記します。

原案	いただいたご意見
いじめを行った児童生徒が抱える悩みや家庭の問題など、いじめの背景にも目を向け、関係機関等と連携して、解決に向けた対応方針を検討し、取り組む。	いじめの被害者だけではなく、加害者側のケアや個別教育も盛り込む必要があると思います。 等
いじめが犯罪行為に該当する可能性のあるものは、早期に警察へ相談又は通報することを徹底する。	暴行や恐喝など犯罪に相当するものは警察との連携を強化すべき 等
いじめが起きた集団への働きかけ (ア) いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができない場合でも、誰かに知らせるよう伝える。 (イ) はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。 (ウ) 道徳等の授業においていじめの定義を学び、話し合うなどして、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりに取り組む。	クラスでいじめが起きていたら、見て見ぬ振りをすることはいじめに入ってしまうから、直接止めることができなければ周りの人に相談するなど自分はいじめに加担しないようにする(子ども) 等

③ 第4章 重大事態への対処について【原案17頁】

素案	原案	いただいたご意見
(重大事態について) 児童生徒等は、学校のみならず、学校生活あんしんダイヤルをはじめ、教育委員会事務局や関係機関を通じた申立てを行うことができるものとする。	児童生徒等は、学校のみならず、学校生活あんしんダイヤルをはじめ、教育委員会事務局や関係機関を通じた申立てを行うことができるものとする。	申し立てが学校だと教師への負担が大きいと思うので、申し立て先は初めから警察や弁護士、裁判所の第三者が務めた方が良いかと思う。

④ 参考 子どもたちから寄せられた意見【原案22頁】

子どもたちから寄せられた貴重な意見を今後の取組に生かすため、基本方針に記載します。

4 今後の手続

意見募集結果の公表後、速やかに、横浜市いじめ防止基本方針の改定を行い、公表します。

5 添付資料

横浜市いじめ防止基本方針 改定原案

横浜市いじめ防止基本方針

改定原案

改定素案からの変更箇所に黄色マーカーをつけています。
(形式的な修正等は除きます。)

令和7年4月

横浜市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

横浜市は、平成25年12月に、いじめ防止対策推進法第12条に則り、「横浜市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の取組を全市で進めてきました。また、平成28年には、東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた児童への深刻ないじめが発生し、本方針の改定を行い、再発防止に取り組んできました。

しかしながら、令和2年に発生した中学生の自死事案の背景にいじめや不登校があったという調査結果が令和6年3月に公表され、教育委員会の対応にも大きな課題があったことを踏まえ、改めていじめの未然防止から要調査の段階までの再発防止策を策定し、現在、取組を進めています。

加えて、近年ではSNSの普及等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ事案も複雑化、多様化しています。

このような経緯や社会情勢を踏まえ、現在進めている再発防止の取組について、全ての関係者の皆様と共に通の認識を持ち、いじめ防止等の対策を進めるため、本方針を改定します。

本年2月に、改定素案について市民意見募集を行ったところ、4,155通、4,223件の貴重なご意見をお寄せいただきました。いただいたご意見、一つひとつを大切にしながら、改定原案を作成するとともに、今後も、いじめの防止等の取組を推進してまいります。

いじめの未然防止の取組には、「保護者や地域の協力」が必要であり、早期発見、事案対処には「学校や教育委員会の組織的対応」とともに、「関係機関の連携」が大変重要です。

このことを改めて確認し、「いじめを絶対に許さない」意識を皆で共有し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会の実現を目指します。

令和7年4月

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1～5
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的	
4 いじめの防止等に向けた方針と役割	
第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策	6～11
1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の取組	
2 横浜市いじめ問題専門委員会の取組	
3 教育委員会の取組	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめ事案に対する対処	
(4) 学校評価、学校運営改善の実施	
4 市長部局の取組	
5 いじめ防止対策の点検・見直し	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	12～15
1 学校いじめ防止基本方針（法第13条）	
(1) 策定意義	
(2) 内容	
(3) 公表・周知	
(4) P D C Aサイクルの確立	
2 学校いじめ防止対策委員会（法第22条）	
(1) 構成と運営の考え方	
(2) 会議の開催	
(3) 主な役割	
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の主な留意点	
第4章 重大事態への対処	16～21
1 重大事態の発生と調査（法第28条）	
(1) 重大事態の定義	
(2) 児童生徒等から申立てを受けた場合の対応	

- (3) 重大事態の判断
- (4) 重大事態の発生報告
- (5) 調査の目的
- (6) 調査主体及びその構成等
- (7) 調査の進め方
- (8) 調査結果の提供及び報告
- (9) 調査結果を踏まえた対応

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査を行う機関の設置
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

【参考】子どもたちから寄せられた意見

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係※1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条）。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）は、行為の対象となつた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を丁寧に把握し、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断を行う。いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、児童生徒本人がそのことを知らない場合など、その児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、関係した児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要となる。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、関係した児童生徒に対しては「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

また、2025（令和7）年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」は、こども・子育てについての基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっている。

「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に社会全体で取り組んでいく必要がある。

そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」**安心できる社会**をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」**安心できる社会**をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、上記の基本理念の下、いじめの防止等のための対策において、市、学校、児童生徒、保護者、市民、事業者、関係機関等が果たすべき役割その他のいじめの防止等のための対策の基本的な事項を定めること等により、横浜市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」**安心できる社会**をつくることを目的とする。

4 いじめの防止等に向けた方針と役割

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きにくい風土づくりに努めることが重要である。

また、いじめを早期に察知できるよう、社会全体で児童生徒を見守るとともに、いじめを察知した場合は、つらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止めて支援するとともに、いじめが起きた要因や背景とともに考え、問題の解決に向けてともに行動することが重要である。

そのために、児童生徒が自らいじめの防止等に取り組むとともに、横浜市全体で、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等が当事者であることを意識し、児童生徒の健やかな成長を支える役割を果たす必要がある。

市として

- (1) いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見や、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒等に対する適切な指導及び支援を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめに対処するための必要な措置を講じる。
- (4) いじめの防止等のための必要な施策の策定、実施に当たっては、当事者である児童生徒自身の意見を尊重しながら、児童生徒が安心して豊かに生活できるよう取り組む。
- (5) 児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、自殺企図・希死念慮、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出することを認識し、複合的な課題に対して多面的な視点から支援を講じる。

児童生徒として

- (1) 一人ひとりが自分のよさや可能性を見つめ、自分がかけがえのない存在であることを自覚し、自己肯定感を高めながら内在する力を發揮していくとともに、他者との違いを認め、互いを理解するよう努める。

- (2) 誰しもがいじめをする側にも、される側にもなる可能性があることを理解し、自らが主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」**安心できる社会づくり**に努める。
- (3) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談したりする。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進める。
- (2) 「いじめは最も身近な人権侵害行為」であるという認識に立ち、教職員一人ひとりが、日頃から自らの人権意識の向上**を図るに努める**。
- (3) 児童生徒が主体となっていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」**安心できる社会**をつくるという意識を育み、その発達の段階に応じて、自ら解決に向けて行動できるよう支援する。
- (4) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、関係機関等と連携し情報を共有しながら指導及び支援に当たる。
- (5) いじめは絶対に許されないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりのSOSのキャッチに取り組む。
- (6) いじめが発生した場合には、つらい思いをしている児童生徒自身の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげられるよう、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの防止等のための取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

保護者として

- (1) どの児童生徒も、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめを「しない」、「させない」よう指導に努め、また、日頃から、児童生徒の意見や思いに耳を傾け、いじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 学校や地域の人々など、児童生徒を見守っている関係者との情報交換に努めるとともに、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」**安心できる社会**をつくり、互いに連携しな

がら協働して取り組む。

- (3) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見したとき又はその疑いがあると思われるときは、児童生徒自身の意思を尊重しながら、学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡するとともに、連携して対処する。
- (4) 学校や関係機関と連携し、日頃から児童生徒に対し、SNSの使い方について教えるなど、インターネット上のいじめの防止や効果的な対処に主体的に取り組む。

市民、事業者、関係機関等として

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、児童生徒の意見を聴きながら、児童生徒が主体的に考え、行動し、安心して過ごすことができる環境づくりに努める。特に、それぞれの活動に関連して発生したいじめについては、当事者として問題に向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する。
- (2) 市民等は、児童生徒に关心を持ち、いじめの兆候等を感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- (3) 児童生徒の健全育成に関わる関係機関や地域は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを目指し、相互に連携して、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」
安心できる社会をつくる。

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

市は、本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の取組

市は、法第14条第1項に基づき、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号。以下「条例」という。）により、横浜市立学校、教育委員会事務局、市が設置する児童相談所、横浜地方法務局、神奈川県警察、青少年育成団体、保護者代表等その他の関係者により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

連絡協議会では、いじめの防止等に関する機関・団体の連携協力の推進や、いじめ問題に関する情報共有及び意見交換、いじめ防止市民フォーラムの主催などを通じた広報・啓発活動の推進を図る。

2 横浜市いじめ問題専門委員会の取組

横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、連絡協議会との円滑な連携の下、法第14条第3項に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

専門委員会では、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議等を行う。

専門委員会が担ういじめ重大事態に係る調査は、その公平性・中立性を確保する必要性が特に高いことから、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で専門委員会を構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）が調査に当たることを徹底する。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止

ア 児童生徒の豊かな心を培い、心の通う人間関係を構築することが、いじめの防止等に資することを踏まえ、道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図る。また、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくり、受容的な学級づくりへ向け、学校を支援する。

イ 「横浜子ども会議」をはじめとして、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止等に資する活動に対する支援や、児童生徒、及びその保護者、市民に対する啓発を推進する。

併せて、議論等を通じて表明されたいじめに関する児童生徒からの意見について、施策に反映させるよう努める。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止等に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とし、「いじめ防止市民フォーラム」を通じた啓発等に取り組む。

エ 教職員が、児童生徒の心理や、行為・行動の背景をとらえる能力を高められるよう、実践的な研修を実施するとともに、「子どもの社会的スキル横浜プログラム（※）」など、教職員の指導ツールを提供し、活用を促す。

※ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」・・・暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子どもたちがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」で構成されている。

オ 校長・副校長等の管理職、児童支援専任・生徒指導専任教諭等を中心として、組織的にいじめの防止等の取組が推進されるよう、全教職員に対して、研修等で法令等の確実な理解を徹底する。

カ どの児童生徒もいじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることや、児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、様々な形態で表出することを全教職員が認識し、特に配慮が必要な児童生徒を中心として個に応じた組織的な支援や、各学校が関係機関等と連携等を実践しやすい仕組づくりを推進する。

キ 保護者がインターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関等と連携して資料等を配布するなど、必要な措置を講ずる。

(2) いじめの早期発見

ア いじめを早期に発見できるよう、SOSの出し方に関する教育など、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくりを進めるとともに、校内ハートフルをはじめとする児童生徒が安心できる居場所づくりなどの環境面での取組を推進する。

イ デジタル技術を活用し児童生徒の心の変化を察知するとともに、企業や大学等との連携により、教育ビッグデータを活用した取組を推進する。その際の児童生徒の個人情報の利用に関しては適正に行う。

ウ 児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセ

ラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の配置等の体制を整備し、利用を促す。また、学校内外の相談窓口（SSWが対応する「学校生活あんしんダイヤル」等）を設け、その周知を図る。相談窓口において、児童生徒や保護者からいじめに関する情報を聴取した際には、その情報を学校と共有していじめに対処できるよう、児童生徒・保護者の同意を得るよう努める。ただし、生命に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに学校や関係機関等と情報を共有して対処する。

エ 区役所の「こども家庭相談」や青少年相談センターでの個別相談、「よこはま子ども・若者相談室（LINE相談）」等を、教育委員会外の相談窓口や制度についても、児童生徒や保護者に対して周知する。いじめに関する相談については、児童生徒や保護者の同意が得られた場合には、学校と共有、連携して速やかに対処する。

オ 児童生徒が発したSOSや保護者からの相談について、個々の教職員任せにせず、SC、SSW等の専門職と連携しながら組織的確に対応することの重要性を全教職員が認識し、行動するための取組を徹底するとともに、学校いじめ防止対策委員会の運用について指導・助言を行う。

（3）いじめ事案に対する対処

ア 早期対応

（ア） 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

（イ） 各学校において、いじめを見逃すことなく、SC、SSW等の専門職と連携しながら組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、チーム学校で対応できる体制を整備し、支援する。

（ウ） 各学校が組織的な判断・対応を確実に行うために、いじめ事案の情報を一元的に管理するシステム等を整備、運用するとともに、学校がいじめを受けた児童生徒の欠席日数等を正確に把握し、迅速に支援に取り組むことができるよう、学校いじめ防止対策委員会等に対して指導・助言する。

（エ） 保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、積極的に保護者や学校を支援するという役割を徹底する。

具体的には、教育委員会事務局にいじめ事案への早期対応のための専門チームを配置し、学校だけでは解決が困難な事案を見極め、早い段階で弁護士のアドバイスを受けられる体制を整えるとともに、事案の内容によって、心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する。

さらに、法令に基づき、必要な場合には相談者の同意を得ながら、区役所や警察、児童相談所、医療機関など関係機関との連携を積極的に行う。

(オ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察への通報が必要なものもある。これらについては、学校での適切な指導・支援とともに、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(カ) 各学校がいじめを受けた児童生徒に寄り添い、安心できる学習環境を整えることについて早く取り組めるよう、複数の教職員による見守り体制の構築や、柔軟なクラス替えなどの取組例を収集、共有するとともに、事案に応じて、学校に指導・助言する。

イ 重大事態等への対応

重大事態の申立てがあった場合や、児童生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合などに、学校が法に沿って速やかに対応できるよう、情報共有の仕組みや対応の手順をあらかじめ定める。

さらに、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う（詳細は第4章参照）。

(4) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

(ア) 学校評価におけるいじめの問題の取扱いについては、法に基づくいじめの定義理解を進めるとともに、積極的にいじめを認知し、問題を隠さず、組織的な取組ができるのかという視点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を振り返り、今後の対策に生かすよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

(イ) 教員評価におけるいじめの問題の取扱いについては、日常の児童生徒理解や、いじめの問題について速やかに情報共有を図り、組織的な取組を行っているかなどのいじめに対する対応力を向上するという視点で、教員との共通理解を図りながら行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

(ア) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域、関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、指導体制の充実とともに、システムの導入等を通じた教職員の業務負担の軽減など、学校運営の改善を支援す

る。

具体的には、チーム学年経営やチーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で、安心して学べる環境づくりを推進するとともに、業務のアウトソース化などによる働き方改革を進め、教職員が児童生徒に向き合う時間を創出するための施策などを具体的に検討し、取り組む。

- (イ) 保護者や地域が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題などの課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。
- (ウ) 各学校が定める「学校いじめ防止基本方針」が、本方針の趣旨・内容や、いじめ重大事態の再発防止のために今後取り組むべき対応策を踏まえた実効的なものとなるよう、「学校いじめ防止基本方針」に盛り込むべき内容を取りまとめ、学校に通知するとともに、必要に応じて、指導・助言を行う。

4 市長部局の取組

市長部局は、横浜市人権施策基本指針、本方針及び「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」等に基づき、教育委員会と連携して、いじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめ事案の対処に資する各種施策を推進する。

- (1) 児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っていることを踏まえ、区役所や児童相談所等が要保護児童対策地域協議会の枠組みを通じて家庭環境の改善を支援するなど、区役所や児童相談所等は、教育委員会や学校との組織同士、担当者同士での連携を進め、法令に基づき、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図り、連携して対応する。
- (2) 区役所の「こども家庭相談」等の身近な場所で実施している児童生徒や家庭に対する相談窓口の積極的な活用を促すとともに、多様な居場所づくりなどの児童生徒の目線に立った支援に取り組むことなどにより、児童生徒を守り育していく体制づくりを、教育委員会と連携して推進する。
- (3) 区役所は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりの一環として、いじめの問題など、児童生徒が抱える様々な課題を地域と共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを教育委員会と連携して推進する。
- (4) 市長部局は、児童生徒の人格と人権を尊重する社会意識の醸成を図るため、教育委員会事務局と連携して、いじめに関する啓発を推進する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

教育委員会は、いじめの防止等のための対策について、外部有識者等の助言を受けながら、隨時見直し、より効果的なものとなるよう改善を図るとともに、毎年、点検及び評価を行い、その結果を取組に反映する（P D C Aサイクル）。

この場合において、必要がある場合は、本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のための対策を実効的・組織的に行うため、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、当該学校の複数の教職員を中心に構成される「学校いじめ防止対策委員会」を中心として、全教職員による児童生徒指導体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、必要な対策を主体的に推進する。

1 学校いじめ防止基本方針（法第13条）

各学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針、本方針を参考に、自校におけるいじめの防止等の対策について、基本的な方向性、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(1) 策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、個々の教職員任せにせず、組織として一貫した対応となる。
- イ 学校いじめ防止基本方針において、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示することで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの防止等につなげる。
- ウ いじめを受けている児童生徒を守り通すとともに、児童生徒の成長を支援する観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への適切な指導や支援につなげる。

(2) 内容

学校いじめ防止基本方針は、教育委員会からの通知に基づき、次の各項目について定める。

- ア いじめの防止等に向けての基本理念（いじめの定義、いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを含む。）
- イ 学校いじめ防止対策委員会の構成員、運営及び活動内容
- ウ 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画（アンケートや面談等の取組、校内研修、教育相談に関する事項等を含む。）
- エ いじめの未然防止、早期発見、事案の対処（早期対応及び重大事態が発生した場合の対応を含む。）の各段階における基本的な対応方針
- オ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しの手順等
- カ その他必要な事項

(3) 公表・周知

各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針について、必ず学校のホームページで公表する。併せて、入学時・各年度のはじめには、児童生徒、保護者、地域、関係機関に学校いじめ防止基本方針の内容を説明すること等により、周知を行う。

(4) P D C A サイクルの確立

- ア 各学校は、P D C A サイクルに基づき、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているかについて、年1回以上点検し、必要に応じて改定等を行う。
- イ 改定等に際しては、児童生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等に関し、児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるよう留意する。同時に、策定後の学校の取組を円滑に進めていくよう、改定等の段階においても保護者や地域、関係機関の参画に努める。
- ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組に関する項目を必ず位置付ける。

2 学校いじめ防止対策委員会（法第22条）

(1) 構成と運営の考え方

学校いじめ防止対策委員会の責任者は校長とし、構成員は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等を基本に、各学校の実情に応じて最も実効的な体制となるよう選定するものとし、S C、S S W等の専門職を加える。

S C、S S W等が学校いじめ防止対策委員会の会議に参加できるよう工夫して運営するとともに、参加できない場合においても、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援についての助言を求める。また、個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。

また、いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して、調査に当たるものとする。

(2) 会議の開催

学校いじめ防止対策委員会は、いじめの防止等について実効的な議論が行えるよう、既存の組織とは兼ねず、別に設置し、運営する。

会議は、月1回以上、定期的に開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催し、適切に対応する。

学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじ

めの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。

また、校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 主な役割

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。

また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の主な留意点

(1) いじめの未然防止・早期発見

ア 児童生徒一人ひとりがいじめをしない意識を育むことはもちろん、傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解できるよう取り組む。

イ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

(2) いじめに対する措置

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

(ア) いじめの訴えがあった場合は、早急に事実確認を行い、いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。

(イ) 謝罪をもって安易にいじめが解消したと判断することはあってはならず、学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消※に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行する。

※「解消」…①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3ヶ月を目安とする。）継続していること、②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が少なくとも満たされている状態をいう。

(ウ) 発達障害を含む、障害のある児童生徒に対するいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、早い段階で専門家の意見を求め、当該意見を踏まえた適切な支援を行う。

イ いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等

(ア) いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめを行った事実が確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてSCやSSWなど専門家の協

力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

その際、いじめを行った児童生徒が抱える悩みや家庭の問題など、いじめの背景にも目を向け、関係機関等と連携して、解決に向けた対応方針を検討し、取り組む。

(イ) いじめが犯罪行為（触法行為を含む。）に該当する可能性がある場合は、早期に警察へ相談又は通報することを徹底する。

【いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべき事案や、重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要とされる具体例】

- 不同意わいせつ（刑法第176条）　断れば危害を加えると脅し、わいせつな行為をする。
- 自殺関与（刑法第202条）　「死ね」とそそのかし、自殺した。
- 暴行（刑法第208条）　殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第222条）　裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第223条）　遊びなどと称して、暴行・脅迫を用いて、危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第249条）　断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）　スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループ送信したりする。

など

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることのできない場合でも、誰かに知らせるよう伝える。
- (イ) はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (ウ) 道徳等の授業においていじめの定義を学び、話し合うなどして、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりに取り組む。

エ 学校における記録と情報共有

各学校において、システム等を活用し、いつ、誰が相談を受け、確認したか等含め、いじめに係る対応の記録として、時系列に沿って情報を適切に記録し、早期に組織で共有する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

(1) 重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態に当たる。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、疑いを抱いた段階から対応を開始するものとする。

【重大事態に当たるとされた事例】

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 心身に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

なお、イの「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、日数だけでなく、個々の児童生徒の状況等を十分把握して判断する。

そのため、学校は、欠席が30日に到達する前から、個別の教育支援計画の作成等を通じて児童生徒や保護者（以下「児童生徒等」という。）と共に理解を図るとともに、事実関係の確認（法第23条第2項に基づく学校いじめ防止対策委員会を中心とする聴き取りやアンケート調査など）を行い、教育委員会事務局への報告・相談を通じて、対応を協議するものとする。

(2) 児童生徒等から申立てを受けた場合の対応

児童生徒等から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（他の児童生徒からの行為が原因で一定期間欠席となっていること等を訴えるものを言い、「いじめ」又は「重大な被害」という言葉を使わない場合や、書面によらない場合を含む。）は、その時点で学校や教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断する場合は、該当しないと判断する。

ない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童生徒等からの申立ては、学校や教育委員会事務局が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意しなければならない。

児童生徒等から申立てがあった場合、学校や教育委員会事務局は、児童生徒等と適切に情報共有を図り、状況の把握に役立てられるよう、書面又は聴き取りによる確認を主体的に行い、迅速な対応につなげる。

【申立てがあった際に確認する事項】

- ・いじめの概要（発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等）
- ・いじめにより生じた疑いのある被害の概要（診断書の内容や、金品等の被害の内容等）
- ・調査内容に関する希望（聴き取りをしてほしい児童生徒等や、協力の可否等）

なお、児童生徒等は、学校のみならず、**学校生活あんしんダイヤルをはじめ、教育委員会事務局や関係機関を通じた申立てを行うことができるものとする。**

(3) 重大事態の判断

重大事態に該当するかどうかの判断は、学校・教育委員会事務局がそれぞれの責任において行う。

ア 学校が判断する場合

- ・法第23条第2項に基づく調査や不登校児童生徒に係る個別の教育支援計画の作成などを通じて、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認識した場合
- ・児童生徒等から学校に申立てがあった場合

上記の場合において、学校は、学校いじめ防止対策委員会において組織としていじめ重大事態を判断するものとする。

イ 教育委員会事務局が判断する場合

- ・児童生徒等から教育委員会事務局又は関係機関を通じて申立てがあった場合
- ・その他教育委員会事務局において「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認識した場合（アの場合を除く。）

学校又は教育委員会事務局のいずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有し、対応を協議するものとする。

児童生徒等からの申立て及びそれに基づく重大事態の判断の状況については、専門家の確認・助言を受ける仕組みを構築し、法に則った対応を徹底する。

(4) 重大事態の発生報告

上記(3)により重大事態に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(5) 調査の目的

法第28条の調査は、いじめを受けた児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（いじめを受けた児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを目的に行うものである。

また、法第28条第1項第2号の不登校に係る重大事態が発生し、現在もいじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的に含まれる。

学校及び教育委員会事務局は、事実にしっかりと向き合い、調査の終了を待たずに、いじめを受けた児童生徒の心のケアや学びの継続に向けた支援、同種の事態の再発防止に主体的に取り組むものとする。

なお、この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及や、その他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務に影響を与えるものではない。

以上のことについて、学校関係者、教育委員会事務局の関係者、調査に携わる専門家・第三者、関係する児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組めるよう、調査開始前からこれらの調査に関わる者の理解を得る取組を行うものとする。

(6) 調査主体及びその構成等

調査主体については、学校主体、教育委員会主体のいずれかとし、教育委員会において判断するものとする。

なお、上記の通り、法第28条第1項第2号の不登校に係る重大事態が発生し、現在もいじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合は、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的としていることから、原則として、学校主体で調査を行うこととする。

また、専門委員会は、自殺事案や学校主体調査による調査結果を踏まえた追加調査を担当するものとする。

それぞれの調査主体における構成等については、以下の通りとする。

ア 学校主体

各学校のいじめ防止対策委員会の職員（S C、SSW等の専門職を含む。）に、弁護士などの第三者が関与した調査組織とする。

イ 教育委員会主体

教育委員会は、重大事態に至る経緯や事案の特性等を踏まえ、学校主体での調査が困難な事案について、教育委員会事務局の弁護士、指導主事等の職員のほか、第三者が関与した調査の体制づくりを行い、実施するものとする。

専門委員会が調査に当たる場合、各調査に当たっては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）が調査に当たることを徹底する。なお、専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で構成し、委員の選定に当たっては、各専門家団体に推薦を求める等、当該調査の公平性・中立性を図る。

(7) 調査の進め方

ア 学校主体

重大事態発生後、速やかに調査を開始し、概ね3か月以内に終えることを目指すものとする。ただし、当該事案固有の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえた相当の期間内に終えるものとする。

この調査では、児童生徒及びその保護者並びに学校関係者への聴き取りや、学校及び教育委員会事務局で保有している記録書類の確認のうち、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を踏まえ、その時点で実施可能な範囲の調査を行うことを基本とするが、具体的な調査内容については、当該事案固有の事情を踏まえ、決定する。

調査が終了した場合には、速やかにいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し調査結果を提示するものとし、いじめを受けた児童生徒及びその保護者がさらに詳細な調査を希望する場合は、調査に関与した第三者の確認の下、追加調査を検討する。

イ 教育委員会主体

当該事案の内容に応じて、調査組織ごとに判断する。

なお、調査の期間は、概ね1年程度で終えることを目指すものとする。ただし、当該事案固有の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえた相当の期間内に終えるものとする。

ウ 自殺又は自殺の疑いのある死亡事案の場合の留意事項

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に基づき実施する。基本調査の結果に基づき専門委員会に意見を求め、いじめが背景に疑われる事が確認された事案については、速やかに重大事態として調査を行う。

(8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会事務局は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会事務局は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明

学校又は教育委員会事務局は、いじめ重大事態調査の対象となり、当該調査の結果、いじめを行ったと認定された児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになつたいじめの事実関係について説明する。

説明に際しては、学校又は教育委員会事務局は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

エ 調査結果の公表

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。また、「いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン」に基づき、調査に関わった第三者の意見を踏まえ、当該事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して公表の方法等を判断するものとする。

なお、個別に公表を行わない事案についても、毎年、個別事案が特定できない形で集約し、報告書として取りまとめた上で可能な範囲で公表を行うことで、社会全体でいじめ問題に取り組むための資料とする。

(9) 調査結果を踏まえた対応

教育委員会は、学校及び教育委員会事務局における当該事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、故意又は重大な過失が指摘される場合や、いじめへの加担等が疑われる場合には、改めて教育委員会事務局として教職員等への聴き取りを行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば懲戒処分等を行うものとする。

いじめを行った児童生徒については、その保護者に協力を依頼し、その行為に至った背景等も十分に加味しながら、いじめを行った児童生徒、その保護者それぞれに指導や支援を行うものとする。この場合において、積極的に心理、福祉等の専門家の助言を受けるとともに、

事案に応じて、区役所や児童相談所等、関係機関と連携して対応を行う。事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童生徒にいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等の安心を最優先に必要な措置を検討する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(8)ウの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、学校及び児童生徒に対し、必要な支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

参考 子どもたちから寄せられた意見 ~横浜市いじめ防止基本方針の改定素案の意見募集結果~

○意見募集期間 令和7年2月25日～3月24日

○寄せられた意見 3,456件（市内の小、中、高校生など）

○子ども自身が、いじめの防止や、いじめが起きたときにできること

(1,804件 52%)

- ・いじめている人がいたらその人に注意する。
- ・相談しやすい環境にする。大人に言う。
- ・相談に乗ってあげて、困ったときは助けてあげる。
- ・その子の話を聞く。他の人に相談をして、悪いことをしている人に今あなたは、どんなことをしているかをいう。できるだけ一緒にいて、いじめられないようにする。
- ・1人で悩まないでみんなで相談する。
- ・自分たちで解決する。
- ・皆が見て見ぬふりをせず皆で向き合っていく。
- ・いじめが起きたことを周りに公にせず、先生や他の頼れる大人だけで話し合ったり、自分の頼れる友達に相談する。 等

○いじめの防止や、いじめが起きたときに、大人にしてほしいこと、してほしくないこと

(1,190件 34%)

- ・大人の人に注意してほしい。止めてほしい。
- ・誰にも知られずに話を聞いてほしい。放課後など、誰もいないところで相談したい。
- ・紙ではなく、一人ひとり緊張しない環境で、困っていることがないか聞く。
- ・気軽に相談できるようにしてほしい。
- ・何でも相談に乗ってほしい。最後まで話を聞いてほしい。
- ・子どものことをよく観察して、変化があれば、何があったか聞いてほしい。
- ・少しでも様子がおかしかったら、声をかけてほしい。
- ・自分から話すタイミングを待ってほしい。
- ・親には連絡しないでほしい（仲が悪くなるのが嫌）。
- ・大事にしないでほしい。 等

○その他(方針の主な内容、子どもの役割等についての意見)

(462件 13%)

- ・社会全体で真剣に取り組んだり、子ども自身がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会を作ろうとすることが大切。
- ・いじめは絶対あってはならないから子どもの私達や、大人の人たちが協力しあい、いじめをなくしていきたい。
- ・「基本となる考え方」にあることは自分も知らないし大人も知っている人が少ないとと思う。
- ・大人がしてはいけないと言い続けるのではなく、子ども自身がなんでしてはいけないのか、させてはいけないのか、見逃してはいけないのかを考えて深める時間も必要。 等

▶横浜市ホームページより全てのご意見をご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijiime/20170608131757.html>

横浜市いじめ防止基本方針策定経過

策定年月 平成25年12月

一部改定 平成26年4月

一部改定 平成29年10月

次回改定 令和7年5月予定

教委第1号議案

令和7年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

令和7年度横浜市教科書採択の基本方針を次のとおり策定する。

令和7年5月9日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

教科用図書の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和7年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

令和7年5月9日
横浜市教育委員会

令和7年度横浜市教科書採択の基本方針（案）

（前文）

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和7年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

（1）令和7年度は、次の教科書を採択する。

ア 高等学校において令和8年度に使用する教科書

イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和8年度に使用する教科書

なお、小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科書は、令和5年度に採択した教科書を令和9年度まで、中学校及び義務教育学校後期課程、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和6年度に採択した教科書を令和10年度まで継続使用する。

（2）横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

（3）採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン 2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

[高等学校]

(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書をとりまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

(1) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。

(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種

別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

教委第2号議案

横浜市教科書取扱審議会への諮問について

横浜市教科書取扱審議会への諮問を次のとおり行う。

令和7年5月9日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

高等学校において令和8年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和8年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。

(案)

令和7年5月 日

横浜市教科書取扱審議会

横浜市教育委員会

横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 高等学校において令和8年度に使用する教科書
- 2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和8年度に使用する教科書

(理由)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「令和7年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

1 高等学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

(2) 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。

2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

(2) 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の

種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

- 3 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。
- 4 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができ るよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。